

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

令和5年6月2日

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

目次

- シート No. 1 …… 1
 - 1 食料安全保障の確立
- シート No. 2 …… 3
 - 2①農林水産物・食品の輸出促進
 - 11①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
- シート No. 3 …… 6
 - 3みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開
 - 5③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- シート No. 4 …… 8
 - 4①スマート農業技術の実証・分析
 - 4②農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減
 - 4③スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良
 - 4④技術対応力・人材創出の強化
 - 4⑤技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備
 - 4⑥スマート農業技術の海外展開
 - 5②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
 - 11⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進
- シート No. 5 …… 11
 - 5①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- シート No. 6 …… 13
 - 5④食品ロス削減の推進
 - 5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出
- シート No. 7 …… 14
 - 5⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
 - 9⑥チェックオフ導入の検討
 - 9⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
 - 9⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
 - 9⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
 - 11②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
- シート No. 8 …… 16
 - 5⑦国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- シート No. 9 …… 18
 - 5⑧国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
 - 9⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入
 - 11⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化

○シート No. 10 ……20

- 6①人・農地など関連施策の見直し
- 6②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- 6③多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- 6④女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
- 9③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 11⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進

○シート No. 11 ……23

- 6⑤高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- 9⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

○シート No. 12 ……25

- 6⑥経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
- 9①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

○シート No. 13 ……27

- 7 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
- 9⑩飼料用米を推進するための取組
- 11④水田農業における高収益作物等への転換

○シート No. 14 ……29

- 8 農協・農業委員会等に関する改革の推進について

○シート No. 15 ……31

- 9②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 11⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化

○シート No. 16 ……33

- 9⑦収入保険制度の導入
- 11⑩激甚化する自然災害への対応の強化

○シート No. 17 ……35

- 9⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- 10①農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保
- 10②中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- 10③農村を支える新たな動きや活力の創出
- 10④農地の長期的な利用
- 11⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化

○シート No. 18 ……40

- 11③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
- 11⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化

○シート No. 19 ……42

- 12①新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等
- 12②CLT等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- 12③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出

○シート No. 20 ……48

- 12④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

○シート No. 21 ……50

- 13①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- 13③④水産政策改革の着実な推進（養殖業の成長産業化の推進も含む）

○シート No. 22 ……52

- 13②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大

○シート No. 23 ……53

- 13⑤海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進

○シート No. 24 ……55

- 13⑥デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成・確保を通じた漁村の活性化の推進

○シート No. 25 ……57

- 14①復興交付金等を活用した施策の推進
- 14③風評被害対策や産業振興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図る

○シート No. 26 ……60

- 14②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進

○シート No. 27 ……61

- 15①農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの推進

○（参考）農業所得、農村地域の関連所得の推移 ……62

【シート No.1】

具体的施策 〈展開する施策〉	1 食料安全保障の確立
関連する目標	—
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月26日閣議決定の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく対策の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 漁業経営セーフティネット構築事業の推進 燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するため漁業者・養殖業者に補填金を交付。 イ 漁業者の省エネ機器の導入 燃油使用量の削減を推進するため、省エネ効果の高い漁船用エンジン等の導入を支援。 ウ 施設園芸等燃料価格高騰対策の推進 農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するセーフティネット対策を実施。 エ 産地生産基盤パワーアップ事業の推進 施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備のリース導入等を支援。 オ きのこと生産者、木材加工業者の省エネ機器の導入 きのこと生産者による機器の入替について、燃油使用量の低減に要件を変更した上で支援。木材加工業者について、対象の拡充を実施。 カ 輸入原材料からの切り替え、国産小麦の生産拡大 輸入食品原材料の国産原材料等への切替等の取組、作付けの団地化、営農技術等の導入、国産小麦の一時保管や、国産小麦を使った新商品の開発等の取組を支援。 キ 輸入小麦の製粉企業への安定供給 令和4年4月期の政府売渡価格により、製粉企業等への着実な売渡しを実施。 ク 肥料原料の安定的な調達 調達国の多角化による肥料原料の安定的な調達を支援。 ケ 肥料コスト低減体系への転換 対象となる取組を拡充し、農業者における慣行の施肥体系から肥料コスト低減体制への転換を進める取組を一層支援。 コ 配合飼料の価格高騰への影響緩和 配合飼料価格安定制度の異常補填基金への積増しや、飼料コストの急増を段階的に抑制する新たな特例のための財源を措置。また、当該制度とは別に補填金の交付を実施。 サ 国産材への転換支援対策 国産材製品の増産に伴う原木・製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及の取組を支援。 シ 水産加工業者に対する支援 ウクライナ情勢の影響を受ける水産加工業者の代替原材料の調達に伴う輸送費増に対する支援や、販路開拓や原材料転換に必

【シート No.1】

	<p>要な加工機器導入等の支援を実施。</p> <p>ス ロシアとの間の漁業協定に関する漁業者に対する支援 漁業協定に基づく日本漁船の操業を確保すべく交渉を実施。協定に基づく操業ができなかった場合は、漁場等の転換を余儀なくされた関係漁業者への支援を実施。</p> <p>セ 農林漁業者の資金調達の円滑化 農林漁業者の経営継続に必要な農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化・無担保化等の支援。</p> <p>ソ 政府備蓄米の無償交付 子ども宅食について、申請1回当たりの上限数量の拡充、申請様式の削減等申請手続きの簡素化を実施。</p> <p>タ フードバンクに係る支援 食品供給元の確保等の課題を解決するため専門家派遣等を行うとともに、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料安定供給に係るリスク分析・評価の継続的な実施。 「食料の安定供給に関するリスク検証（2022）」を公表。 ・ウクライナ情勢を踏まえた、緊急事態食料安全保障指針に基づくシミュレーション演習の実施 ウクライナ情勢等を踏まえ、これまで実施してきた「食料の供給減少」のシナリオに加え、「生産資材（肥料、農薬、種子・種苗）の供給減少」シナリオに基づいてシミュレーション演習を実施し公表。 ・輸入食料の安定的確保に向けた、輸出規制措置の透明性向上や、国際的な食料需給状況や流通状況の分析の強化。 世界の食料需給動向等の情報を収集した上で、食料安全保障月報等で公表。 G7宮崎農業大臣会合で食料安全保障をテーマに議論を行うほか、WTOやIPEFにおいて輸出に対する不当な禁止又は制限の回避に向けたルール作りに参画。 ・ニッポンフードシフトの展開 Z世代と呼ばれる未来を担う若者たちを重点的なターゲットとして、食と環境を支える農林水産業・農山漁村への国民の理解醸成を図るための情報発信を官民協働で実施。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料安全保障の確立 食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、昨年末に策定された「食料安全保障強化政策大綱」に基づき、構造転換対策を進めるとともに、食料・農業・農村基本法の見直しの検討を進める。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.2】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2①農林水産物・食品の輸出促進 11①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○農林水産物・食品の輸出額について、2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を掲げ、具体策を検討</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略、農林水産物・食品の輸出促進について（輸出促進対策の概要資料。月に一度更新。）、プレスリリース、農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○1兆4,148億円（2022年）（※目標：5兆円（2030年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【日本の強みを最大限に発揮するための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品輸出促進団体（以下、品目団体）について、これまでに17品目9団体を認定。 ・輸出支援プラットフォームについて、これまでに7か国・地域に設立。 ・JETROは、2021年10月に設立した運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会にて品目団体等との意見交換を、これまでに4回実施。 ・JFOODOは、ターゲット国・地域の現地体制を強化し、品目団体等と連携し、複数年にわたり継続的にプロモーションを実施。また、現地ニーズに合わせ複数の輸出重点品目を組み合わせたプロモーションを進めるなど、品目横断的な取組を展開。 ・JFOODOは、「日本食ポータルサイト」の構築・充実化や日本産食材サポーター店と連携したプロモーションを実施し、日本産食材及び日本の食文化の魅力を発信。 <p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正投資円滑化法に基づき、輸出をはじめ、流通・加工等の食品関連事業者等に投資することができる投資主体を5件承認（2023年3月現在）。 ・2022年に輸出促進法等を改正し、農林水産物・食品輸出基盤強化資金や輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例を措置。 ・29の輸出重点品目について、1,203輸出産地・事業者をリスト化。 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）は、輸出のすそ野の拡大のため、事業者の掘り起こしや全国各地での輸出ベンチャー塾（これまでに5回）、輸出支援プラットフォームとの連携イベント（これまでに3回）等の開催、輸出状況に応じた伴走支援など、輸出事業者へのきめ細やかな支援を地方のサポート体制を強化しつつ実施。 ・10道府県において、規制や大ロット等の海外ニーズに対応する大ロット輸出産地のモデル構築を支援。 ・農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、温度・衛生管理が可能な荷さばき施設やリーファー電源供給施設の整備等を推進（2022年5月堺泉北港、2023年5月志布志港）。

【シート No.2】

	<p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画の項目のうち、2022年4月から2023年1月までに輸出先国・地域の規制等58件で対応済み。 ・原発事故に伴う輸入規制について、2022年度中に英国及びインドネシアが規制を撤廃。 ・2022年度中にメキシコ向け精米の輸出解禁を実現。 ・高病原性鳥インフルエンザ発生時に2国間交渉を実施し、地域主義を適用することにより、早期の日本産畜産物の輸出再開を実現。 ・品目別の輸出先のニーズへの対応や輸出量の確保などに向けた技術的課題を取りまとめて公表（2023年4月）。 ・米国・EU向け牛肉処理施設のHACCP認定施設については、2023年3月末までに延べ26件を認定。 ・輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から全ての種類の証明書を対象として本格運用を開始。 ・改正種苗法に基づく海外持出制限や自家増殖の許諾制等を活用した育成者権者による登録品種の管理を進めるとともに、海外での品種登録（2022年9月末時点で142品種222件が登録済、出願公表88品種408件）や権利侵害の事実を証明するための調査や権利行使に対する支援を行い、海外流出を防止。 ・農研機構を中心に関係者が連携し、育成者権者に代わって、海外出願や海外ライセンス等を行う法人の設立に向け、育成者権管理機関支援事業実施協議会を立ち上げ、育成者権管理機関の取組を開始。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【日本の強みを最大限に発揮するための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から販売に至る事業者の緊密な連携により構成された品目団体について、当該団体による輸出先国・地域の市場・輸入条件等に関する調査研究、商談会への参加や広報宣伝等による需要開拓等を推進。 ・在外公館、JETRO 海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォームの体制を強化し、専門性の強化や人脈・交渉の継続性の確保により、主要な輸出先国・地域での包括的な事業者支援を推進。 <p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）について、機能強化を行うとともに、継続的・安定的な運営体制を構築。 ・改正投資円滑化法に基づき輸出事業者等ヘリスクマネーを供給。 ・改正輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出基盤強化資金や輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例等の措置を通じた輸出事業者の取組を推進。 ・農林漁業者による輸出の実態を把握するための統計的調査実施に向けて対応。 ・効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減。 ・都道府県、JA、地域商社等が参画し、生産から販売まで一貫通貫でサポートする体制を整備し、輸出向けに生産・流通を転換する大口輸出産地のモデル形成を推進。 ・加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進、地域の中小食品事業

【シート No.2】

	<p>者の輸出体制を構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外展開ガイドラインに沿って活動を行う農林水産・食品事業者に対し、輸出支援プラットフォームを活用して、アドバイスをを行う支援体制を整備。 <p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正輸出促進法に基づき、登録発行機関による輸出証明書の発行が認められるよう関係国との協議を推進。 ・ 2022年10月に施行された改正JAS法に基づき、JAS規格の対象に有機酒類を追加し、米国やEU等との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める。 ・ 品種開発者から農業者まで関係者全体における知的財産マネジメントの意識・能力を向上。 ・ 育成者権管理機関の取組を着実に進めることにより業務基盤を整え、早期の法人化を目指す。
府省庁名	農林水産省、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

【シート No.3】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開 5③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○みどりの食料システム戦略の実現に向け、温室効果ガス排出量に関し、2030年度までに排出削減対策として0.2%（慣行の6%削減。省エネ施設の導入によりCO₂削減、水田メタン削減等）、吸収源対策として3.3%（森林吸収源対策等）を達成 ○2022年度に地域の栽培暦（600地区）の総点検を実施し、2024年度までに主要品目の栽培暦の見直しを実施 ○2030年度までに有機農業を推進する自治体（オーガニックビレッジ）を全市町村の1割以上とする ○2030年までにエリートツリーなど成長に優れた苗木を苗木全体の3割に拡大（2019年：283万本） ○2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復（2018年：331万トン） ○2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減 ○2030年までに化学肥料使用量を20%低減 ○2030年までに有機農業の取組面積を6.3万haに拡大（2018年：2.4万ha） ○2030年までに加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大 ○再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を行っている地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを目指す ○2025年度までに市町村バイオマス活用推進計画を600市町村で策定</p>
<p>上記の来年以降のフォローアップ方法（予定）</p>	<p>みどりの食料システム戦略本部、農林水産省HPでの公表等によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○温室効果ガスの排出量の削減対策及び吸収源対策 ・排出削減対策 0.002%増加（慣行の0.06%増加）（2021年度） ・吸収源対策 3.3%（2021年度） ○栽培暦の総点検及び見直しの取組状況 ・総点検数 全都道府県及び総合農協562の約600地区で実施済み（2022年度）。 ・主要品目の栽培暦の見直し 43府県で検討を開始（2022年度） ○オーガニックビレッジ 5市町村（2022年度） ○林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合 62%（2021年） ○漁業生産量 35万トン（2021年） ○化学農薬使用量（リスク換算値） 21,230（2021年） ○化学肥料使用量 85万トン（2021年） ○有機農業の取組面積 2.5万ha（2020年） ○再生可能エネルギー電気・熱にかかる収入等の経済規模 521億円（2021年度） ○バイオマス産業都市 10市町村（2022年度）</p>
<p>施策の実施状況</p>	<p>【みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進】</p>

【シート No.3】

<p>(主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年7月にみどりの食料システム法が施行され、同年9月に国の基本方針を公表。これまでに環境負荷低減に役立つ機械や資材の普及等に取り組む41事業者の計画を認定したほか、全都道府県で基本計画が作成・公表され、農林漁業者の認定制度の運用が本格化(2023年4月) ・植物防疫法の一部を改正する法律に基づき、化学農薬のみに依存しない、病害虫の発生予防・予察に重点を置いた総合防除を推進するための国の指針を策定(2022年11月)。 ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」等により、各地域の状況に応じて、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみの取組を全国300件以上で支援。 ・農産物の生産に伴い排出される温室効果ガスの削減の取組を「見える化」する簡易算定ツールを作成。さらに、これを活用し、温室効果ガスの削減割合に応じて星の数で等級ラベル表示した農産物の実証を全国累計116か所で実施。(2023年4月20日時点) ・J-クレジット制度において、「水稻栽培における中干し期間の延長」が新たな方法論として承認。また、農業分野の方法論(「バイオ炭の農地施用」)による取組が初めてクレジット認証されたほか、「家畜排せつ物の管理方法の変更」、「牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」に取り組むプロジェクトが、それぞれ登録。 ・みどりの食料システム戦略や「昆明・モンリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、農林水産省生物多様性戦略を改定(2023年3月)。 <p>【バイオマス活用推進基本計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法の規定に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマス活用推進基本計画を策定(2022年9月)。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、みどりの食料システム戦略本部において、戦略のKPI達成に向けた取組の進捗管理を行う。 ・みどりの食料システム法の計画認定制度の活用促進に向け、税制・融資の特例や補助事業における優先採択などのメリット措置について広く周知を展開。 ・2023年度中に全ての都道府県において、国の基本指針に即して地域の実情に応じた総合防除の具体的内容を定める計画を策定。 ・「見える化」の対象品目の拡大を図るほか、生物多様性保全の指標を追加。 ・J-クレジット制度を始めとする自然系クレジットの普及・創出拡大に向けて、案件形成の支援及び普及用マニュアルの作成等を実施。 <p>【再生可能エネルギーの導入拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省との連携の下、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向けた関連施策を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、財務省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

【シート No.4】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4①スマート農業技術の実証・分析 4②農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減 4③スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良 4④技術対応力・人材創出の強化 4⑤技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備 4⑥スマート農業技術の海外展開 5②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用 11⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 ○2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている ○2022年夏頃までにスマート農業の現場実装を加速するため、技術対応力や人材創出を強化する施策について検討を行い、「スマート農業推進総合パッケージ」を改訂</p>
<p>上記の来年以降のフォローアップ方法（予定）</p>	<p>スマート農業推進総合パッケージ、デジタル田園都市国家総合戦略、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 36.4%（2020年）（48.6%（2021年、参考値））。 ※次回評価は2025年の農林業センサスの結果を踏まえて行う予定。中間年は農業構造動態調査による参考値。 ○2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている 59.6%（2022年）。 ○「スマート農業推進総合パッケージ」を2022年6月に改訂。</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【4①スマート農業技術の実証・分析】 ・「スマート農業推進総合パッケージ」を2022年6月に改訂し、スマート農業技術の実証・分析などの施策を推進。 ・スマート農業実証プロジェクトを、これまで全国217地区で展開。148地区（R元年度、R2年度及びR2年度1次補正採択地区の合計）の実証成果を公表。</p> <p>【4②スマート農業機械の導入コスト低減】 ・サービス事業者が行う技術導入、生産条件に合わせた機械のカスタマイズの取組などを推進（スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業）。</p> <p>【4③技術の開発・改良】 ・R4年度戦略的スマート農業技術等の開発・改良において27課題を採択し、R5年度においては23課題を採択。</p> <p>【4④技術対応力・人材創出の強化】 ・「スマートサポートチーム」による、新技術を取り入れようとする他産地へ実地指導する取組を19地区で展開。 ・農業教育機関におけるスマート農業のカリキュラム強化等を推進。</p>

【シート No.4】

	<p>【4⑤実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動走行農業機械等の導入に適した基盤整備、ICT水管理施設、情報通信環境の整備等を推進。また、「水管理におけるICTの活用に関する手引き」、「自動運転利用等に資する農地基盤整備データ作成ガイドライン」を作成（2022年度）。 <p>【4⑥スマート農業関係技術の海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農機を活用したデータ連携システムに係る国際標準化を推進。 <p>【5②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム戦略の達成に向け、「農林水産研究イノベーション戦略2022」を策定するとともに、「みどりの品種育成方針」を2022年12月に公表し、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト」に着手。 ・「攻めの農林水産業」に資する新品種の開発のため、育種素材となる海外の多様な植物遺伝資源を二国間共同研究により円滑に導入。2022年度は756点を導入。 ・改正種苗法に基づく海外持出制限や自家増殖の許諾制等を活用した育成者権者による登録品種の管理を進めるとともに、海外での品種登録（2022年9月末時点で142品種222件が登録済、出願公表88品種408件）や権利侵害の事実を証明するための調査や権利行使等に対する支援を行い、海外流出を防止。（再掲） ・農研機構を中心に関係者が連携し、育成者権者に代わって、海外出願や海外ライセンス等を行う法人の設立に向け、育成者権管理機関支援事業実施協議会を立ち上げ、育成者権管理機関の取組を開始。 ・2022年11月、GIの登録基準などの運用を見直し。2023年4月現在、全国126産品をGIとして登録。 <p>【11⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業実証プロジェクトを、これまで全国217地区で展開。148地区（R元年度、R2年度及びR2年度1次補正採択地区の合計）の実証成果を公表。（再掲） ・林業イノベーション現場実装プログラムを2022年7月にアップデートし、スマート林業の先進的取組等を支援。 ・海洋環境データの共有・活用に向けた取組（スマートブイネットワーク）を開始。 ・農林水産省が所管する行政手続について、約3,300手続をオンライン化。
<p>今後の施策の展開方向 （主なもの）</p>	<p>【4①スマート農業技術の実証・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度以降の実証成果について逐次公表を行う。 <p>【4②スマート農業機械の導入コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ段階の農業支援サービス事業者と農業者とのマッチングを行う取組、スマート農業機械等導入の取組を支援することにより新たな農業支援サービスを育成・普及。 <p>【4③技術の開発・改良】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、スマート農業技術の開発・改良を推進。

【シート No.4】

	<p>【4④技術対応力・人材創出の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートサポートチームによるスマート農業の実地指導を行い、各地の人材育成を引き続き推進。 ・引き続き、農業教育機関におけるスマート農業のカリキュラム強化等を図っていくとともに、農業者等に対する研修を充実し、スマート農業人材育成を推進。 <p>【4⑤実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動走行農業機械等の導入に適した基盤整備、ICT水管理施設、情報通信環境の整備等を引き続き推進。また、2023年3月に改定した「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、研究開発や実装の状況等の進捗に応じて引き続き改定に向け検討。 <p>【4⑥スマート農業関係技術の海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、スマート農業技術の国際標準化を推進。 <p>【5②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム戦略の達成に向け、「農林水産研究イノベーション戦略2023」を策定するとともに、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト」において、生産性向上と持続的生産を両立させる品種・育種技術の開発を推進。 ・引き続き共同研究により海外植物遺伝資源を導入するとともに、国内民間事業者等による利活用を促進するため、国内植物遺伝資源ネットワークの構築、整備を行う。 ・品種開発者から農業者まで関係者全体における知的財産マネジメントの意識・能力を向上。 ・育成者権管理機関の取組を着実に進めることにより業務基盤を整え、早期の法人化を目指す。 ・日本産品のブランド保護に向け、「ジャパブランド」としてのGIの活用、内外のGI等の取得と模倣品等の侵害対策を推進。 <p>【11⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度以降の実証成果について逐次公表を行う。（再掲） ・林業イノベーションハブセンター（森ハブ）における成果も活用し、林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証や「デジタル林業戦略拠点」の創出を推進。 ・データを取得する機器類の普及促進と機器類のスマートブイネットワークへの参加促進を推進。 ・農林水産省が所管する行政手続について、2025年度までにオンライン利用率60%を目指して取組を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省

【シート No.5】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表等によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を455事業に交付見込み（2023年3月現在）。 （これまでに1,459市区町村に対し創業支援事業計画を認定済。）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画は、これまでに2,630件を認定済（2023年3月31日時点）。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、これまでに817件を認定済（2023年3月末）。 ・6次産業化を含む農山漁村発イノベーションを推進するため、地域資源を活用した商品・サービスの開発やデジタル人材等の専門家派遣等を支援。団体レベルでの農商工連携の優良事例をまとめた事例集や動画を農林水産省ホームページ等で情報発信。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示するスマイルケア食に対して、地場産農林水産物を活用した商品開発等を支援。現在の商品数は青マーク（栄養補給食品）が221、黄マーク（そしやく配慮食品）が6、赤マーク（嚥下困難者用食品）が14（2023年3月末時点）。 ・軽度不調の改善に資する地域における農産物・食品の健康維持増進効果に関する科学的エビデンスを獲得。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年11月、GIの登録基準などの運用を見直し。（再掲） ・2023年4月現在、126産品をGIとして登録。（再掲） <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用において、革新的な研究開発、さらには商品化・事業化の推進のため、2021年度に7回のセミナー・ポスターセッション等を開催。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、6次産業化を含む農山漁村発イノベーションを推進するため、地域資源を活用した商品・サービスの開発やデジタル人材等の専門家派遣等を支援。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を促進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。

【シート No.5】

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関等関係者との連携により、和食の健康有用性についての科学的エビデンスの蓄積や情報発信に取り組む。 ・S I P第3期「国産大豆等を利用した豊かな食設計システムの開発」、委託プロジェクト研究「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」において、研究開発を推進。 <p>【ローカル10,000プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型事業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産品のブランド保護に向け、「ジャパンプランド」としてのG Iの活用、内外のG I等の取得と模倣品等の侵害対策を推進。（再掲） <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異分野との連携により、農林水産・食品分野に新たな知識・技術・アイデアを導入し、研究開発の推進及びその成果の商品化・事業化に向け、引き続き、「知」の集積と活用場による取組を重点的に推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【シート No.6】

具体的施策 〈展開する施策〉	5④食品ロス削減の推進 5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出
関連する目標	—
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	【5④食品ロス削減の推進】 プレスリリースや農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。 【5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出】 実証支援については、関連する補助事業について、行政事業レビューシートによりフォローアップを行う。 （フードテック推進ビジョンとロードマップについては令和5年2月に策定済。）
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 （主なもの）	【5④食品ロス削減の推進】 ・2020年度食品ロス量（522万トン：うち事業系275万トン、家庭系247万トン）を公表（2022年6月）。 ・「食品ロス削減の推進に関する関係省庁連絡会議」メンバーが連携し、制度的見直しを伴う課題に対する取組を推進（2020年10月～）。 ・食品ロスを削減することを目標とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携して「第6回食品ロス削減全国大会」（埼玉県さいたま市）を開催（2022年10月）。 ・こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクについて、食品供給元の確保等の課題を解決するため専門家派遣等を行うとともに、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費への支援を実施。 【5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出】 ・国内の食品事業者、研究機関等による、フードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組を支援した。 ・令和5年2月に、フードテック官民協議会において、フードテック推進ビジョン及びロードマップを策定した。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	【5④食品ロス削減の推進】 ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月閣議決定）に基づき、食品ロス削減に向けた取組を推進。 【5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出】 ・引き続き、新しいビジネスモデルを実証する取組を推進する。 ・フードテック推進ビジョン及びロードマップに基づき、フードテックの事業化を推進する。 ・引き続き、関係省庁が連携し、安全性の確認や表示のあり方等に関する検討を進める。 ・フードテック官民協議会において、フードテック分野のビジネスコンテスト等を開催し、事業化の推進を図る。
府省庁名	【5④食品ロス削減の推進】 農林水産省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省 【5⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出】 農林水産省、内閣府（食安委）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省

【シート No.7】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備 9⑥チェックオフ導入の検討 9⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 9⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策 9⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 11②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2035年度までに和牛の生産量を30万トンまで拡大</p>
<p>上記の来年以降のフォローアップ方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○和牛 14.9万トン(2018年)→15.2万トン(2019年)→16.1万トン(2020年)→16.1万トン(2021年度)→16.5万トン(2022年度)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【飼料について】 ・配合飼料価格安定制度の異常補填基金に積増しや、飼料コストの急増を段階的に抑制する新たな特例のための財源を措置。 ・草地整備・草地改良、飼料生産組織の運営強化、放牧、公共牧場の利用、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の増産や安定確保に向けた指導・研修、畜産農家と耕種農家との連携、飼料用種子の備蓄、エコフィード等の利活用等により、国産飼料の生産・利用を推進。</p> <p>【畜産物の輸出インフラ施設整備について】 ・畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援するとともに、畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援（2022年度3地区）。</p> <p>【畜舎特例法について】 ・畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する旨を内容とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」を2022年4月1日から施行し、2023年4月1日から保管庫等を除外対象に追加。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【畜産経営・生産基盤について】 ・作業の外部化や省力化機械の導入による労働負担軽減や、和牛の増頭、収益力の向上など地域全体での生産基盤の強化の取組を推進。</p> <p>【飼料について】 ・引き続き、配合飼料価格安定制度の安定的な運営に努める。あわせて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、畜産農家と耕種農家との連携、飼料生産組織の運営強化など、国産飼料の生産・利用の拡大を推進。</p> <p>【酪農について】 ・国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換や牛乳・乳製品の流通の合理化等を図ることにより、乳業工場の機能強化や乳業</p>

【シート No.7】

	<p>の再編合理化の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳の需給バランスの改善に向け、牛乳・乳製品の消費拡大等の取組を推進するとともに、牛乳・乳製品の輸出に係る取組や国産チーズの需要拡大に向けた取組を推進。 ・引き続き、改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用するとともに、生乳の適正取引推進ガイドライン等の周知を実施。 <p>【堆肥の活用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料業者との連携の下、堆肥の高品質化やペレット化を推進し、広域流通による耕種農家での堆肥の利用の促進等を推進。 <p>【国産食肉の生産等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムが取り組む食肉流通構造の高度化や輸出拡大に必要な施設の整備等を支援することにより、国産食肉の生産・流通体制の整備を促進。 <p>【チェックオフについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックオフ導入を要望する農水省所管の団体の有無について調査し、必要に応じて情報提供等を実施。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、国土交通省

【シート No.8】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5⑦国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2025年度までに学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を2019年度から維持・向上した都道府県の割合を90%以上にする ○2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トンまで拡大</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○学校給食での国産食材の使用割合が2019年度から維持・向上した都道府県の割合78.7%（2022年度） ○加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）100万トン（2021年）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設給食において地産地消を促進するための専門家の派遣・育成を支援。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進評価専門委員会において、引き続き第4次食育推進基本計画の目標達成状況の報告を行う。 ・令和5年に「和食」がユネスコ無形文化遺産への登録10周年を迎えるという機会も活用し、引き続き、和食文化を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施。 ・引き続き地産地消を促進するための専門家派遣等の取組を推進。 ・引き続き、国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力を、メディア・SNS等を活用して発信。 ・引き続き、農業・農村に対する国民の理解を醸成するため、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを開催。 ・第4次食育推進基本計画では、①生涯を通じた心身の健康を支える食育、②持続可能な食を支える食育、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を重点事項とし、総合的かつ計画的に推進。 ・引き続き、2017年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。 ・学校や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置等により、学校給食における地場産物等の使用を推進することで、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境に対する理解を深めることにつなげる。 ・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。 ・引き続き、「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」等において研究開発を推進するとともに、農林水産物の生産現場にお

【シート No.8】

	<p>ける機能性表示食品制度の活用を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、実需者主導の薬用作物の産地づくりを図るため、生産者と実需者の間で需給情報等の共有や栽培契約の締結に向けたマッチングを実施するとともに、国産ニーズの高い薬用作物の技術拠点農場を設置し省力化技術の産地導入の取組を推進。 ・需要が拡大する加工・業務用野菜について、生産体制を引き続き強化し、輸入野菜の国産切替えを進めるため、加工・業務用野菜に適した生産・流通体系の導入、作柄安定技術の確立、国産野菜の周年安定供給に資する冷凍加工貯蔵施設等の整備等を推進。 ・引き続き、環境保全型農業直接支払、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築及び国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起、有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むモデル的先進地区の創出等により有機農業の拡大を着実に推進。 ・引き続き、有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発等の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、厚生労働省

【シート No.9】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5⑧国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保 9⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入 11⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HP、消費者基本計画HPでの公表、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランのフォローアップによりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜水産物や加工食品中の有害化学物質・有害微生物の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及し、その効果を検証。2022年度は、加工食品中のアクリルアミド、肉用鶏由来盲腸内容物中のカンピロバクター等の実態調査を実施するとともに、有害化学物質の実態調査結果（2017～2018年度）のデータ集を公表。最新の知見に基づいて、かび毒汚染の予防、低減を図るために麦類の生産段階で実施する取組をまとめた「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」を改訂。 ・ コーデックス残留農薬部会（2022年7月）、同食品衛生部会（2022年11～12月）、同食品残留動物用医薬品部会（2023年2月）、同食品汚染物質部会（2023年4月）等に参加し、我が国の実態を反映すべく、科学的な根拠やデータに基づく食品安全に関する国際規格等の策定や、その基礎となるガイダンス作成等に貢献。 ・ 過去最大の発生となった高病原性鳥インフルエンザについて、防疫指針に基づく迅速な防疫措置により、早期封じ込めを実施。 ・ 農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、2021年度から順次再評価を実施。 ・ 食品事業者等による食品防御の取組を推進するため、2023年度に開催されるG7広島サミット及び関係閣僚会合において食事提供を行う食品事業者等に対して、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。 ・ 平成29年9月に食品表示基準（内閣府令）を改正し、全ての加工食品への原料原産地表示制度を導入。令和4年3月末までの経過措置期間中、消費者や事業者等への普及啓発を実施。令和4年4月から全ての加工食品への表示を完全施行。 ・ 野生いのししにおける捕獲及びサーベイランスの強化（消費・安全対策交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業）、36都府県での経口ワクチン散布（畜産業振興事業）、環境省と連携した一般市民への注意喚起など野生動物対策を実施。 ・ 2023年4月現在、39都府県において、豚熱の予防的ワクチン接種を実施。また、豚熱の予防的ワクチン接種の体制を強化しつつ、家畜防疫員による飼養衛生管理の指導等の取組を強化するため、2022年12月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、都道府県による研修を修了した飼養衛生管理者による接種が可能となる仕組みを整備。 ・ 検疫探知犬や、改正家畜伝染病予防法により権限を強化された家畜防疫官による、旅客の手荷物や国際郵便物として持ち込まれる違法畜産物の摘発など水際対策を強化。

【シート No.9】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、有害化学物質・有害微生物について、農畜水産物や加工食品中の汚染実態の調査等により得られた科学的知見等を基に、汚染の防止及び低減のための指針等の策定・普及、それらの効果検証を進めるとともに、食品安全に関する国内外の基準等の策定等にも貢献する。 ・薬剤耐性対策については、新たな「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」を踏まえ、これまでの動物用抗菌剤の適正使用を推進する対策を継続するとともに、農場ごとの使用量を把握する体制づくりなどの対策を実施。 ・改正農薬取締法に基づく農薬の再評価の着実な実施。 ・①病害虫の侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化、②病害虫の発生予防を含めた総合防除を推進するための仕組みの構築、③植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の強化等を内容とする改正植物防疫法の着実な運用（2023年4月1日施行）。 ・動植物検疫について、家畜防疫官・植物防疫官の増員等による検査体制の強化を図るとともに、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫を実施。 ・国内植物防疫については、ジャガイモシロシストセンチュウ等の防除を推進するとともに、ICT等の新たな技術を活用した迅速・精緻な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。 ・アフリカ豚熱ワクチンの研究等、引き続き、家畜疾病の国内侵入とまん延防止のための管理・防除技術の開発を推進。 ・引き続き消費者や事業者等への普及啓発を実施するとともに、食品表示に係る不適正表示に対して、関係府省庁や都道府県等との連携の下、関連法令に基づき厳正に対応する。 ・G7 広島サミット及び関係閣僚会合において食事提供を行う食品事業者等に引き続き食品防御に関する助言を行うとともに、2025年大阪・関西万博において食事提供を行う事業者等に対して、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。 ・過去最大の発生となった高病原性鳥インフルエンザについて、これまでの防疫対応の総括をするとともに、今後の対策について検討。 ・野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて経口ワクチン散布計画を随時見直しつつ、効果的・効率的な散布実証及び捕獲強化の取組を引き続き実施。 ・野生いのししにおけるアフリカ豚熱の発生時の対策について、都道府県における防疫体制を強化するとともに、マニュアルの整備、一般市民への注意喚起や情報発信を実施。 ・野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて飼養豚への予防的ワクチン接種推奨地域を随時適切に見直すとともに、知事が認定する民間獣医師及び登録飼養衛生管理者も活用し、ワクチン接種を実施。 ・アフリカ豚熱侵入防止のため、家畜防疫官による違法畜産物の摘発強化や関係省庁と連携した動物検疫に関する情報発信等の水際対策に加え、OIEや近隣諸国との連携を通じた衛生情報の共有等を引き続き推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、消費者庁、環境省、財務省</p>

【シート No.10】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>6①人・農地など関連施策の見直し 6②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等 6③多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入） 6④女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等） 9③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備 11⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省政策評価第三者委員会によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手の農地利用率 48.7%（2013年度）→59.5%（2022年度） （※目標：80%（2023年度））</p> <p>○法人経営体数 12,511法人（2010年）→32,200法人（2022年） （※センサス上の取扱いの見直しにより、2010年は一戸一法人等を含まず、2022年はこれらを含む。）</p> <p>○40代以下の農業従事者数 31.2万人（2015年）→21.9万人（2022年） （※2015年は「農林業センサス」に基づく推計。2022年は「農業構造動態調査」。）</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【担い手への農地集積】 ・担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（農地バンク）以外によるものを含む。）は、2022年度は1.4万ha増加。</p> <p>【人・農地など関連施策の見直し】 ・地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化の措置を講ずる改正農業経営基盤強化促進法等が施行（令和5年4月）。</p> <p>【担い手の育成・確保】 ・集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり、人材の確保、高収益作物の導入や加工・販売の実施、機械の共同利用等の取組を支援。 ・新規就農者の育成・確保に向けて、就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付等に加え、新たに、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援するなど総合的な支援を実施。</p> <p>【農業女子プロジェクト】 ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすく、快適に農作業ができる農具や作業着等新たな商品やサービスの開発（2022年5月：ミズノは農業女子の意見を取り入れ、機能性やデザイン性にこだ</p>

【シート No.10】

	<p>わった農作業も快適なレインウェアを開発)等を通じ、女性農業者の活躍を推進するとともに、農業女子メンバーが将来の農業の担い手となる女子学生に対して、農業の実態等を伝える出前授業を実施。(2023年3月現在 農業女子メンバー944名、参画企業35社、教育機関8校)</p> <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現場の方針策定に参加する女性を増やすため、農業委員、JA役員等に必要な知識やスキル取得を支援。 ・子育て世代の女性農業者の負担を軽減するための、女性農業者の育児と農作業のサポート活動を支援。 ・女性農業者の活躍推進に向け、地域の女性農業者グループの活動支援、女性が働きやすい環境の整備を支援。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【人・農地など関連施策の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正農業経営基盤強化促進法等に基づき、以下の取組等を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を推進。 ②都道府県が、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農、法人化・経営継承等に関する相談等の業務を実施。 ③認定農業者の事業展開に必要な財務基盤の強化を図るための「資本金劣後ローン」を公庫資金で措置。 <p>【農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及指導員等に対する研修において、キャリアステージ等に応じてICT等の活用に関する講義を実施。 ・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを踏まえ、農林漁業者をはじめ関係機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れた技術開発を推進。 <p>【農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農林水産業への新規就業者の確保・定着・育成を促進。また、幅広い世代の農業人材を地域に呼び込むため、新たに社会人向け農業研修等の取組についても推進。 <p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関と農業女子との連携による女性の新規就農者を育成する活動の展開、農業女子メンバーのニーズに合った学びの場の構築を推進。 ・地域段階でメンバーが交流できる場の設定や食に関心のある都市部の女性等への「農」の魅力発信を推進。 <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協及び農業委員会に対して、女性登用の目標及び取組計画の策定を働きかけるとともに、策定状況及び女性の登用実績について調査し、公表。 ・引き続き、女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、女性リーダーとなり

【シート No.10】

	うる農業経営者の育成や女性グループ活動の活性化、女性が働きやすい環境の整備を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、法務省

【シート No.11】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>6⑤高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等 9⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法(予定)</p>	<p>○農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手によって利用される農地の割合 48.7%(2013年度)→59.5%(2022年度) ○担い手の米の生産コスト 全国平均:16,001円/60kg(2011年) →個別経営:10,496円/60kg(2021年) 組織法人経営:11,294円/60kg(2021年) (※目標:9,600円/60kg(2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営:認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層) ②組織法人経営:米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約25ha)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力向上や麦・大豆・加工・業務用野菜等の海外依存度の高い品目の生産拡大のために、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2020年12月11日閣議決定)等に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・改正土地改良法(2022年4月1日施行)に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ① 農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地における区画整理、農業水利施設等の整備 ② 国又は地方自治体が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する農業用ため池、排水機場等の地震対策及び豪雨対策を推進。また、引き続き、複式簿記の活用などにより、土地改良区の業務運営の適正化を推進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力向上や麦・大豆・加工・業務用野菜等の海外依存度の高い品目の生産拡大のために、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進。 ・農業構造や営農形態の変化に対応するため、自動走行農機やICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開。 ・農業者の減少や高齢化、農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹

【シート No.11】

	<p>から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を徹底して推進。あわせて、農業水利施設を更新する際、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進。 ・引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・改正土地改良法（2022年4月1日施行）に基づき、農業者の負担軽減を図りつつ、農用地の集積・集約化及び防災・減災対策を推進。また、引き続き、複式簿記の活用などにより、土地改良区の業務運営の適正化を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.12】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6⑥経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等 9①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HP、動物医薬品検査所HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○全国平均：16,001円/60kg（2011年） →個別経営：10,496円/60kg（2021年） 組織法人経営：11,294円/60kg（2021年） （※目標：9,600円/60kg（2023年）） ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層） ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約25ha）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イノベーション創出強化研究推進事業」において、チルド米飯ニーズと加工製造課題に即応する超多収低アミロース米を5系統作出。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、中山間等にも対応する知能化した農業機械・移動運搬システムを開発。モデルによる知能化農業機械導入の効果を提示。 ・米の生産コスト削減に向けて、「稲作農業の総合対策事業（米の超低コスト生産支援）」にて、生産コストの現状分析や課題抽出、低減対策の実証、普及等の取組を支援（令和4年度から継続）。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <p>農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、以下の取組等を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生産現場における農業資材調達方法の検討に資するよう、国内の農業資材の供給に関する調査結果を公表（2023年1月）。 ②肥料については、肥料法の改正による原料管理制度の導入や表示基準の整備、公定規格の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールを策定 ③農薬については、農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、2021年度から順次再評価を行うとともに、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物の種類と含有濃度の設定を推進。 ④飼料については、製造コストの低減等を図るため工場の再編・合理化を推進。 ⑤動物用医薬品については、3府省での審議等の同時並行化等の承認審査プロセスや再審査制度の運用の見直しに加え、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への移行を実施。

【シート No.12】

	<p>【全農の生産資材の買い方】 肥料：高度化成肥料等の銘柄を絞り込み、銘柄当たりの生産数量の拡大を実現。 農薬：メーカーから担い手に直接配送する大容量規格の品目数・取扱量の拡大を実現。 農業機械：担い手のニーズを踏まえた機能の機種を共同購入することで、中型トラクターの価格引下げを実現。令和4年9月には、共同購入コンバインの取組に着手。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【生産資材価格の引下げ】 農業競争力強化支援法等に基づき、生産資材の価格引下げを図るため、以下の取組を積極的に推進。 ・本法に基づく対象事業の再編・参入の取組の推進。 ・国内外の農業資材の供給に関する調査と調査結果の公表。 ・肥料法に基づく原料管理制度等の新たな制度の着実な運用。 ・改正農薬取締法に基づく農薬の再評価の着実な実施。 ・飼料については、引き続き工場の再編・合理化を推進等するとともに、未利用資源については、飼料化の実証等を通じ、利用を推進。</p> <p>【全農の生産資材の買い方】 ・全農の自己改革の進捗状況の定期的なフォローアップの実施。</p> <p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】 ・2023年度より、第3期SIP「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」等において研究開発を推進予定。 ・多収品種・直播栽培等の技術とスマート技術を組み合わせた営農体系の導入を推進。 ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省</p>

【シート No.13】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設（「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産省・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照） 9⑩飼料用米を推進するための取組 11④水田農業における高収益作物等への転換</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【日本型直接支払制度】 ・2021年度の各支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）の実施状況を公表（2022年8月）。</p> <p>【米政策】 ・関係者一体となった需要に応じた生産・販売の更なる推進に資するよう、全国会議やキャラバンにより定着性・収益性が高い作物などへの転換や中長期的にどのような産地を目指すのかの検討を促進。 ・「水田活用の直接支払交付金」について、現場の課題を検証しながら、水田機能を有しない農地は交付の対象外とする現行ルールを再徹底するとともに、主食用米と転換作物とのブロックローテーションの構築を促進するため、令和4年度以降、5年に一度水張りを行わない農地は令和9年度以降交付対象水田から除外することを明確化。 ・畑作物が連続して作付けられている水田の畑地化を促すため、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において畑作物の産地化に向けた一定期間の継続的な支援等を措置。</p> <p>【水田農業の高収益化】 ・水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援。高収益作物への転換に取り組む産地の計画を371認定（2022年度末時点）。</p> <p>【小麦・大豆の国産化の推進】 ・令和2年度補正予算から、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化の推進や営農技術の導入等による産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化、国産小麦・大豆を使った新商品の開発等の取組を推進。</p> <p>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】 ・収入保険等収入減少を補填するセーフティネット対策全体の検証を行い、今後の取組方向について決定（2022年12月）。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【経営所得安定対策】 ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づき、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。</p>

【シート No.13】

	<p>【日本型直接支払制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行うとともに、必要に応じ見直しを行った上で本制度の適切な実施等を図っていく。 <p>【米政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年産以降においても、 <ol style="list-style-type: none"> ①需要見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供 ②麦・大豆や野菜、子実用とうもろこし等の定着性や収益性の高い作物への転換への支援 ③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット ④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援 ⑤地域の水田において、水田収益力強化ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援 ⑥米取引の事前契約の拡大等を引き続き実施。 <p>【水田農業の高収益化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・地方公共団体等の関係部局が連携し、水田農業の高収益化に向けた取組を推進。 <p>【小麦・大豆の国産化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化、国産小麦・大豆を使った新商品の開発等の取組を推進。 <p>【飼料用米の生産コスト低減の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、飼料用米の生産コストの低減を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.14】

具体的施策 〈展開する施策〉	8農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照
関連する目標	—
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	「規制改革実施計画のフォローアップ」によりフォローアップを行う。
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 （主なもの）	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正農協法に基づき、2019年4月以降最初に招集される通常総会終了時より、全農協において、理事の過半が認定農業者、農産物販売や経営のプロにより構成。 2019年度決算より、全中監査から会計監査人監査へ移行（貯金量200億円以上の全ての農協で会計監査人を選任済み）。また、会計監査人監査の義務付けがない、貯金量200億円未満の83農協のうち、8農協が会計監査人を設置済み（なお、会計監査人を設置しない75農協については、農林中金・信連が監査代替的調査を実施）。 農業者の所得向上に向け、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じた取組が行われるよう、農協の自己改革実践サイクルを前提として農水省が指導・監督を行う仕組みについて、関係通知等を改正することにより構築。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用最適化の推進役となる農地利用最適化推進委員の人数は、2022年10月時点で17,660人（2021年10月時点 17,696人）。 農業委員会における委員の選任については、2022年10月時点で、全体の農業委員22,995名のうち、女性の農業委員は2,905名で、女性を任命している農業委員会は85.7%（2021年10月時点 85.1%）。また、50歳未満の青年農業委員は1,677名で、青年農業委員を任命している農業委員会は56.7%（2021年10月時点 58.3%）。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、農協の自己改革実践サイクルを前提として指導・監督を行う仕組みの運用等を通じて、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じた農業者の所得向上に向けた農協の自己改革の継続・強化を後押し。 引き続き、農水省は、生産資材価格のほか、輸出、他業種連携、販売網の拡大、農協に対する支援等に係る改革について、全農に対するヒアリング等により、その取組状況をフォローアップ。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地集積・集約化の推進に向けた推進委員の農地利用最適化活動の実態を明らかにし、適切な人材を確保するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①全農業委員会で最適化活動に係る活動量と成果について意欲的な目標を設定 ②全農地利用最適化推進委員等が、毎年度、具体的な最適化活動の内容・成果を記録し、農業委員会が評価の上結果を公表 ③農業委員会が各委員の活動の成果をとりまとめ、①の目標に対す

【シート No.14】

	<p>る達成度合いを評価・公表</p> <p>④市町村長・農業委員会は②の最適化活動の内容・成果を踏まえて委員を再任</p> <p>という仕組みに基づき、農業委員会の農地利用最適化活動の点検・評価等が確実にされるよう指導。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

【シート No.15】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の 業界構造の確立 11⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】 ・農業競争力強化支援法に基づき、流通・加工業界の再編を促進（30 件の事業再編計画を認定（2023年3月末時点））。 ・改正卸売市場法に基づき、各卸売市場における生鮮食料品等の公正 な取引環境を確保するための取引ルールが決定され、農林水産大臣 または都道府県知事が認定（中央卸売市場 65 市場、地方卸売市場 901 市場（令和5年3月末現在））し、各市場の流通実態にあった 取引を実施。</p> <p>【全農の農産物の売り方】 ・2017年3月、全農は年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。 2021年度の主な進捗は、以下のとおり。 ①米穀：直接販売計画 取扱量 目標 70%に対しての実績見込 75% （160万トン） 買取販売計画 取扱量 目標 50%に対しての実績見込 30 %（69万トン） ②園芸：直接販売計画 目標 4,300億円に対して実績 4,044億円 買取販売計画 目標 2,800億円に対して実績 2,533億円 ③輸出：全農インターナショナル取扱分で 82億円（対前年比 135%）</p> <p>【食品流通の合理化】 ・青果物・花きについて、それぞれ、生産者団体、卸売団体、物流事 業者等からなる検討会を立ち上げ、令和5年3月に、パレットや台 車のサイズ、段ボールの標準化等を定めたガイドラインを策定。 ・物流の効率化に向けた必要な共通ルール・体制を整備するととも に、統一規格輸送資材（パレット）の管理体制の構築、デジタル化 ・データ連携による流通の合理化等について、9件のモデル形成を 支援。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】 ・「農業競争力強化プログラム」及び農業競争力強化支援法に基づ き、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が 安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を 着実に実行。 ・改正卸売市場法に基づき、卸売市場における生鮮食品等の公正な取 引を確保する。</p> <p>【全農の農産物の売り方】 ・全農の自己改革の進捗状況について、定期的なフォローアップを実 施。</p>

【シート No.15】

	<p>【食品流通の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流の 2024 年問題に対応し、持続可能な物流を実現するため、経済産業省・国土交通省と農林水産省が共同で「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を開催し、実効的な措置を検討する。 ・ 複数企業でトラック等をシェアする配送システムであるフィジカルインターネットの実現を見据えた食品流通の標準化・デジタル化を推進し、業務の省力化・自動化等、効率的な食品流通モデルの構築を推進する。 ・ 物流業務の省力化、保管調整機能の強化等のための卸売市場や共同物流施設の整備を推進する。 ・ トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進する。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【シート No.16】

具体的施策 〈展開する施策〉	9⑦収入保険制度の導入 11⑩激甚化する自然災害への対応の強化
関連する目標	—
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	農林水産省HP等での公表によりフォローアップを行う。
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等が連携して推進体制を構築し、加入促進の取組を推進。 ・自然災害や価格低下等の影響による収入減少について、保険金の支払いやつなぎ融資を適切に実施。 ・収入保険等収入減少を補填するセーフティネット対策全体の検証を行い、今後の取組方向について決定（2022年12月）。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律（2019年7月1日施行）に基づき、所有者等による農業用ため池の届出や、都道府県による特定農業用ため池の指定等の取組を推進。 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（2020年12月11日閣議決定）に基づき、農業水利施設、海岸の整備や水田の貯留機能向上による流域治水対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策、農業水利施設の老朽化対策、豪雨・地震対策等を実施。 ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（2020年10月1日施行）に基づき、都道府県が推進計画を策定し、集中的かつ計画的に防災工事等の取組を推進。 ・自然災害発生に予め備え、災害に強い園芸産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定とBCPに基づく対策の実施を推進（園芸産地における事業継続強化対策）。また、災害時における停電への対応について、共同利用による非常用電源の導入を支援。 ・流域治水の取組とも連携しつつ、間伐や主伐後の再造林、災害に強い幹線等の路網整備及び公的主体による森林整備を実施（森林整備事業等）。 ・近年、頻発する集中豪雨や地震等により、災害の発生形態が多様化していることを踏まえ、全ての流域治水協議会に参画するなど流域治水の取組とも連携しつつ、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施（治山事業等）。 ・地域の拠点的漁港における防波堤・岸壁等の地震・津波・台風対策、漁港施設の長寿命化対策等を実施（水産基盤整備事業）。 ・農業版BCPについて、農業共済団体等とも連携し、農業保険の加入推進時等の多くの場面で活用して、それぞれの農業者における作成を促進 ・園芸施設共済について、補償内容が充実されたことや、掛金負担を抑えたメニューがあることを周知しながら、関係団体と連携して加

【シート No.16】

	<p>入を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の更なる利便性の向上を図るため、2022 年度に農業共済の加入申請手続等をオンライン化。 ・農業者に対し事前防災対策や緊急災害情報をMAFFアプリやSNS等を活用し提供。 ・事前防災対策に向け、都道府県等に対し「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（2023年3月31日付け）を通知。 ・令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨等により被災した農林漁業者の早期事業再開を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化により支援。 ・図面の簡素化等の災害査定効率化、査定前着工制度の活用促進による、被災した農地、農業用施設等の早期復旧の支援を実施。 ・被災した地方公共団体等へ国の技術職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国農業共済組合連合会等と連携し、収入保険の普及推進・利用拡大を実施。 ・2022年12月に決定した収入保険の今後の取組方向を具体化し、令和6年加入者から順次実施。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援するため、人手が不足する被災地方公共団体への人的・技術的支援を推進。 ・農業者に対する事前防災対策や緊急災害情報の迅速な提供（MAFFアプリ等の活用）。 ・引き続き、農業版BCPについて、農業共済団体等とも連携し、農業保険の加入推進時等の多くの場面で活用して、それぞれの農業者における作成を促進。 ・引き続き、国で、損保会社や農業共済団体との意見交換会を開催し、今後、継続的に連携していく方策について検討・調整。 ・引き続き、園芸施設共済について、充実した補償内容や、掛金負担を抑えたメニューを農業者に周知しながら、関係団体と連携して加入を推進。 ・2025年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図る。また、ため池については、決壊による周辺地域への被害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律等に基づく各種規定を着実に実施。 ・引き続き、災害に強い園芸産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定とBCPに基づく対策を推進するとともに、BCPの策定方法をまとめたマニュアルを作成。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.17】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み 10①農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保 10②中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 10③農村を支える新たな動きや活力の創出 10④農地の長期的な利用 11⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○農山漁村発イノベーションのモデル事例を 2025 年度までに 300 事例創出 ○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2025 年までに全国で交流人口を 1,540 万人まで増加 ○持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創設 ○ジビエ利用量を 2019 年度 (2,008 トン) から 2025 年度までに倍増 (4,000 トン) ○2024 年度までに農福連携に取り組む主体を新たに 3,000 創出</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法 (予定)</p>	<p>農林水産省HP等での公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○農山漁村発イノベーションのモデル事例 98 事例 (2022 年度) ○交流人口 925 万人 (2013 年) →1,207 万人 (2019 年) →519 万人 (2020 年) →553 万人 (2021 年) ○農泊地区 621 地区 (2017 年度から 2022 年度末) ○ジビエ利用量 2,008 トン (2019 年度) →2,127 トン (2021 年度) ○新たに農福連携に取り組む主体の増加数 1392 主体 (2019 年度末から 2021 年度末まで)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>10①【農山漁村における所得と雇用機会の確保】 ・都市農地貸借法等に基づく都市農地の貸借 (2022 年 3 月末の認定等の実績 : 467 件、77ha) について、相続税納税猶予が継続するよう措置。 ・農山漁村振興交付金 (都市農業機能発揮対策) により、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援。 ・改正鳥獣被害防止特措法 (2021 年 9 月施行) を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金により、愛玩動物用飼料・皮革等としての利用、ジビエの加工・流通・販売における衛生管理の高度化等の取組を支援。 ・捕獲鳥獣のうち利用できる個体を全て利用するジビエフル活用に向けて、広域コンソーシアム事業を活用した事業者連携による搬入促進と利活用の取組を支援。 ・飲食店等でジビエメニューを提供する全国ジビエフェアを 2018 年度から開始し、2022 年度では約 1,900 店舗が参加 (2022 年 11 月～2023 年 2 月開催)。 ・農山漁村振興交付金 (山村活性化対策) により、山村振興法に基づ</p>

【シート No.17】

	<p>く振興山村において、地域資源の活用を通じた所得や雇用の増大を図る取組を支援（2022年度は68地区を支援）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、他分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用して社会課題解決・地域活性化を図る「デジ活」中山間地域に対し、関係府省連携により支援（2023年6月2日時点で22地域を登録）。 <p>10②【農村に人が住み続けるための条件整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村RMOのモデル地区に対して支援するとともに、都道府県単位における伴走支援体制の構築及び各府省連携等による全国プラットフォームを整備。 ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（2022年度は18地区を支援）。 ・2020年から「道の駅」第3ステージとして位置づけ、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となり、ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献するための取組として、キャッシュレスの導入や多言語対応等を推進。 ・「道の駅」の防災機能強化の取組として、令和5年3月までに、広域的な災害応急対策の拠点として「防災道の駅」39箇所を選定。 ・改正鳥獣被害防止特措法を踏まえ、都道府県による広域捕獲、ICTを総動員した被害対策、人材育成の充実強化等の取組を支援。また、更なる捕獲強化に向け、集中捕獲キャンペーンを初年度の2020年度から3年目となる2022年度も実施。 <p>10③【農村を支える新たな動きや活力の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村地域における様々な活動に地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築や、地域づくり人材となる農村プロデューサーの育成を支援（実践コースを令和4年度末で146名が受講）。 ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村等（受入側）を支援。また、農山漁村の関係者を対象とした子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーを開催し、国の施策説明を実施。 ・「田舎で働き隊（農林水産省）」を「地域おこし協力隊（総務省）」に統一し、派遣実績の一元的な情報発信など一体的に運用。（令和4年度は全国1,116自治体で6,447名が活動） <p>10④【農地の長期的な利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの話し合いを通じた農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援（2022年度は11地区を支援）。 <p>11⑦【棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域振興法に基づき、2023年4月時点で719地域の指定棚田地域を指定、179計画の指定棚田地域振興活動計画を認定。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>9⑨【農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について、第12次地方分権一括法による改正により、基本計画の記載事項が簡素化され

【シート No.17】

たことを受け、機動的な産業導入が可能となるよう、都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。

10①【農山漁村における所得と雇用機会の確保】

- ・農山漁村発イノベーションを推進するため、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やデジタル人材等の専門家派遣等を引き続き支援。
- ・地域外の多様な人材が関わることのできる仕組みの構築を引き続き支援。
- ・改正農山漁村活性化法（2022年10月施行）に基づく、適正な土地利用調整の下での農地転用許可等に係る手続の迅速化の仕組みを活用し、農山漁村発イノベーション等に必要な施設整備が円滑化することによる新たな農村ビジネスの展開を促進。
- ・農山漁村の活性化と所得向上を図るため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農泊推進型）により、地域における実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に引き続き支援。
- ・漁業地域における「渚泊」については、集出荷機能等の集約により活用可能となった漁港ストックを最大限活用し、体験交流の促進やそのための施設の整備等を推進するとともに、地元漁業関係者や民間企業、大学といった多様な事業主体との連携を通じて、ビジネスとして実施するための体制を強化する。
- ・農泊食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）を拡大し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信することでインバウンドの促進を図るとともに、これを輸出につなげる取組を引き続き推進。
- ・エコツーリズムの取組の推進に当たって、自然地域や棚田地域等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き推進し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。
- ・農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を推進。
- ・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農福連携型）による農福連携に取り組む事業者等への支援や、ノウハウ・アワード等の農福連携等応援コンソーシアムの活動を通じた取組の輪の拡大等により引き続き推進。
- ・都市農地貸借法の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。
- ・都市農業の多様な機能の発揮を引き続き促進するとともに、今後の都市農業の振興に向けた有機農業や防災機能の強化等のモデル的な取組や都市農地創出に向けた取組を支援。
- ・改正鳥獣被害防止特措法を踏まえ、ジビエペットフードや皮革等の

【シート No.17】

多用途利用を促進するプロモーション、衛生管理の技術を習得した専門人材の育成等のほか、新たにジビエメニューを取り扱うレストランの増加に向けた取組や広域搬入の促進に資する搬入機器等の開発・実証、豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等を支援するなど引き続き、関係省庁が連携してジビエ利活用を推進。

- ・「デジ活」中山間地域に対し、優遇措置や、関係府省連携による活動のフォローアップ、施策紹介等の支援を実施することにより、社会課題解決・地域活性化に向けた取組を推進。
- ・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度の一層の向上、優良事例の横展開等を図るための情報発信を引き続き推進。

10②【農村に人が住み続けるための条件整備】

- ・日本型直接支払により多面的機能の適切な発揮を支援し、特に中山間地域等においては、集落戦略の策定や複数集落での連携体制構築を引き続き推進。
- ・「集落生活圏」を維持するため、生活サービス機能の集約・確保と、周辺との交通ネットワークの形成による「小さな拠点」の形成を着実に推進。
- ・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。
- ・国土レベルでの生物多様性の保全上重要な里地里山については、OECMの設定・管理、生態系ネットワークの構築、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」によりPRを行い、生物多様性に配慮した持続可能な里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な取組を推進。
- ・農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を総務省とも連携しつつ推進。
- ・全国各地での地域ぐるみの取組を継続的に支援するほか、改正鳥獣被害防止特措法を踏まえ、都道府県による広域捕獲、被害対策に係るICT活用の定着、捕獲鳥獣の有効活用等の取組を推進し、関係省庁が連携して鳥獣被害対策の強化を引き続き図る。

10③【農村を支える新たな動きや活力の創出】

- ・農繁期の手伝い等農山漁村で様々な活動に地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築を支援するとともに、農村プロデューサー養成講座の実践コースを全国8箇所にて開催し、地域づくり人材の育成を推進。
- ・改正土地改良法（2022年4月施行）に基づき、土地改良区等による防災・減災対策の円滑な実施を図るとともに、市町村や土地改良区等の技術職員の不足を補うため、全国連合会による資金調達や都道府県連合会への工事委託を引き続き推進。
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を引き続き支援。
- ・「地域おこし協力隊」については、令和5年度において、全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、サポートデスクによる相談体制の確保、OB・OGネットワークづくりの推進等により、地方公共団体の自主的な取組を支援。

【シート No.17】

	<p>10④【農地の長期的な利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等の総合的な支援を実施。 ・改正土地改良法に基づき、農業者の負担軽減を図りつつ生産基盤整備を進め、農用地の集積・集約化を引き続き推進。 <p>11⑦【棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域振興法に基づき、指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定を実施。
府省庁名	農林水産省、内閣官房（デジ田）、内閣府（地創）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

【シート No.18】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化 11⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>〈新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化〉 ○2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トンまで拡大 〈食品関連・ベンチャー企業等との連携強化〉 —</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>〈新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化〉 ○100万トン（2021年） 〈食品関連・ベンチャー企業等との連携強化〉 —</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>〈新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化〉 ・輸出や加工・業務用等の新たな需要に応える園芸作物の生産体制の強化に向けて、 ①農業用ハウスや樹園地等の経営基盤の継承の円滑化 ②農業者・産地と協働して新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化等の取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。 ・国内外の需要が高まる果樹の生産基盤強化について、果樹支援対策による優良品種や省力樹形の導入、産地の新たな担い手受入体制の整備等を支援。 ・牛ふん堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。</p> <p>〈食品関連・ベンチャー企業等との連携強化〉 【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】 ・産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）において、食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備を支援。</p> <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】 ・産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業づくり総合支援交付金等において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械のリース導入・取得等を支援。 ・農業支援サービス事業者育成対策等において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援。</p> <p>【輸出事業者】 ・輸出重点29品目について、1,203輸出産地・事業者をリスト化。</p>

【シート No.18】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p><新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化></p> <p>【野菜】</p> <p>①加工・業務用野菜に適した生産・流通体系の導入 ②作柄安定技術の確立 ③国産野菜の周年安定供給に資する冷凍加工貯蔵施設等の整備等を推進。</p> <p>【果樹】</p> <p>①優良品種や省力樹形の導入等による労働生産性の向上 ②新たな担い手の確保・定着に向けた産地の受入体制の整備 ③平坦で作業条件のよい水田等を活用した新産地の育成 ④苗木・花粉の生産・供給体制の強化 等を推進。</p> <p>【花き】</p> <p>①生産性向上に資する品種・技術の普及 ②暑熱対策や産地間連携等による周年安定供給体制の確立 ③需要構造の変化に対応した需要ある品目等への転換 ④切り枝等の産地の育成 等を推進。</p> <p>【土づくり】</p> <p>・堆肥等の活用による土づくりを推進。</p> <p><食品関連・ベンチャー企業等との連携強化></p> <p>【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】</p> <p>・食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組を引き続き推進。</p> <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】</p> <p>・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械等のリース導入・取得等を推進。 ・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を引き続き推進。</p> <p>【輸出事業者】</p> <p>・輸出事業計画の認定を受けた者に対して、計画の目標達成に必要な支援を実施。</p>
	<p>府省庁名</p>

【シート No.19】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>12①新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等 12②CLT等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ 12③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万m³に増加(2009年:1,800万m³) (12①②③関係) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)(12①②③関係) ○2030年までに林業生産性を主伐11m³/人日、間伐8m³/人日に向上(2018年:主伐7m³/人日、間伐4m³/人日)(12①関係) ○2030年までに林業における労働災害を半減(死傷年千人率12.8(2020年:同25.5))(12①関係) ○2030年までに年平均7万haの再造林を実施(2019年:3万ha)(12①関係) ○2030年までに木材等の輸出額を1,660億円に拡大(2022年:429億円)(12③関係) ○CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万m³程度の生産体制を構築(12②関係)</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法(予定)</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万m³(2009年)→3,372万m³(2021年) (※目標:4,200万m³(2030年))(12①②③関係) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額2,500億円 (2015年)→3,883億円(2021年)(※目標:2,500億円を倍増(2028年)) (12①②③関係) ○林業生産性:主伐7m³/人日、間伐5m³/人日(2021年)(※目標:主伐11m³/人日、 間伐8m³/人日(2030年))(12①関係) ○労働災害発生率:死傷年千人率24.7(2021年)(※目標:死傷年千人率12.8 (2030年))(12①関係) ○再造林の実績:3.4万ha(2021年度)(※目標:2030年までに年平均7万haの 再造林を実施)(12①関係) ○木材等の輸出額:429億円(2020年)→638億円(2022年) (※目標:1,660億円に拡大(2030年))(12③関係) ○CLTの生産体制:0万m³(2013年)→9万m³(2022年) (※目標:50万m³(2024年度))(12②関係)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>○12①関係 【新たな森林管理システム】 ・新たな森林経営管理制度を2019年4月から開始。2021年度末までに、私 有林人工林があり、制度の活用が必要な9割の市町村が取組を開始し、意向 調査を60万ha実施。262市町村が経営管理権集積計画を作成するととも に、48市町村が経営管理実施権配分計画を策定。所有者不明森林等の特 例措置を1町で活用。 【建築用木材の供給力強化等】 ・国有林において樹木採取権制度の運用を開始し、2022年10月までに8 か所で権利設定を行うとともに、これまでの取組結果を踏まえ、2022年 12月に「今後の樹木採取権設定に関する方針」を策定・公表。</p>

【シート No.19】

- ・改正木材利用促進法が2021年10月1日に施行され、木材利用促進本部が設置されるとともに、同本部において、民間建築物を含む建築物一般を対象とする新しい国の基本方針を策定。2023年2月に、建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等を一元的に案内する窓口「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を設置。2023年3月30日に第3回本部を開催し、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめた。
- ・民間建築物等での木材利用の促進に向けて、2021年9月に、川上から川下まで各界の関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げ。その後、5つの小グループにおいて実務者による検討を進め、中規模ビルのモデル試案や高層ビル事例集等を取りまとめた。
- ・建築物における木材利用を促進するため、「建築物木材利用促進協定制度」は国又は地方公共団体と建築主となる事業者等が協定を結ぶ仕組みであり、国において10件、地方公共団体において65件の協定を締結（2023年3月末時点）。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用を促進するための取組の強化に向け、クリーンウッド法を改正。
- ・川上・川中・川下の事業者間で需給情報を共有する需給情報連絡協議会等を中央・全国7地区において開催するとともに（2022年6月、2023年1～2月、5～6月）、サプライチェーン構築やマッチング、ストック機能強化など川上から川下までの関係者が連携して行う地域の取組を支援。
- ・林業イノベーション現場実装推進プログラムをアップデートし、引き続き、林業イノベーションハブセンター（森ハブ）における異分野の技術探索や先進技術方策の検討を踏まえた林業機械の遠隔操作化・自動化に向けた開発・実証、ICT等を活用した資源管理や生産管理を行うスマート林業の先進的取組等を推進。また、スマート林業に関する教育の充実に向けた取組を支援。
- ・労働安全対策の一環として、林業における労働災害の多くを占めるチェーンソーを用いた伐木作業を安全に行うための研修について、死傷災害の約半数を占める小規模経営体へ対象を拡充するとともに、労働災害を防止する装備・装置の導入支援等を実施。また、2022年10月に「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を変更し、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化等を規定。
- ・12の林業経営体等を選定し、新たな技術の導入による伐採・造林の省力化やICTを活用した需要に応じた木材生産・販売等による林業収益性の向上に資する「新しい林業」の経営モデルの実証を実施。

○12②関係

【CLT等の普及加速化】

- ・2021年3月に策定されたCLTの普及に向けた新ロードマップ（CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、利用環境の整備を進めてきたところであるが、CLTを各地域において広く普及していくため、2022年9月にロードマップを改定し、標準的な木造化モデルの作成・普及、CLTパネル等の寸法等の標準化、防耐火基準の合理化などCLTの更なる利用拡大に向けた取組を推進。

【シート No.19】

- ・2022年度に、寸法標準化などCLT製造企業との連携構築を含めたモデル的な建築実証や、技術基準の整備に必要なデータ収集、木造中高層建築の普及に向けた設計者や施工者等を対象とした講習会等を支援。
- ・木材利用による地球温暖化防止への貢献を対外的に発信する手段として、建築物に利用されている木材の炭素貯蔵量を算定・表示する方法を普及。

【公共建築物等の木造化・木質化】

- ・改正木材利用促進法に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定（2013年度末1,384市町村（79%）→2023年2月末1,634市町村（93%））。
- ・公共建築物の木造率（床面積ベース）は13.2%に向上。特に3階以下の低層公共建築物では29.4%に向上。（公共建築物の木造率：2010年度8.3%→2021年度13.2%、3階以下の低層公共建築物：2010年度17.9%→2021年度29.4%）
- ・2021年10月に木材利用促進本部が策定した新しい国の基本方針において、公共建築物について、コストや技術の面で困難なものを除き、積極的に木造化を促進することとした。

【地域材等を活用した建築物等の普及】

- ・民間建築物等における木材利用の促進に向け、2021年9月に、川上から川下まで各界の関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げ。その後、5つの小グループにおいて実務者による検討を進め、中規模ビルのモデル試案や高層ビル事例集等を取りまとめた。
- ・建築物における木材利用を促進するため、「建築物木材利用促進協定制度」は国又は地方公共団体と建築主となる事業者等が協定を結ぶ仕組みであり、国において10件、地方公共団体において65件の協定を締結（2023年3月末時点）。

○12③関係

【木質バイオマスのエネルギー利用促進】

- ・2021年に934万m³の国内生産の木質バイオマス燃料を利用。
- ・「地域内エコシステム」の構築・普及に向け、地域協議会の運営や技術開発・改良等のほか、先進事例等を活用した横展開等の取組を支援。
- ・木質バイオマス発電事業の自立化と、木質バイオマス燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、経済産業省や関係事業者団体等と行った研究会報告書（2020年10月）の具現化に向け、早生樹等の活用に向けた実証事業などの取組を経済産業省と連携して実施。

【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】

- ・木材を由来とするプラスチック代替素材も含めた木質系新素材の開発の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、セルロースナノファイバー（CNF）等を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションの支援、CNF製造コストの低減、用途に合った複合化技術等の技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造

【シート No.19】

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用技術の実証等を実施。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年の木材輸出額は527億円。 ・中国等における展示会への日本産木材製品の出展・販売促進活動や、セミナーの開催等によるプロモーション活動、輸出ターゲット国の市場・規制調査、輸出産地の育成や付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組などへの支援を行ったほか、輸出向け製品の業界統一規格の策定、国内外での技術講習会の開催等を実施。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>○12①関係</p> <p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に推進するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。また、森林経営管理制度を円滑に運用するための技術者養成等により、市町村等の支援体制を構築。 <p>【建築用木材の供給力強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木採取権制度について、2022年12月に策定した方針に基づき、新たな樹木採取権の設定に向け、マーケットサウンディングの常時実施等の取組を推進。 ・意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化推進、木材の効率的な輸送を可能とする強靱な林道等の路網整備の推進、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等により、原木生産の集積・拡大を進める。 ・改正森林組合法によって整備された経営基盤強化のための措置が活用されるよう、都道府県や全国森林組合連合会と連携し、森林組合の自主的な取組を促進。 ・改正木材利用促進法を踏まえ、建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用等の基本方針に基づく取組、強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発・普及の推進、ウッド・チェンジ協議会での関係者の連携による取組により、都市等における民間建築物等での木材利用を促進する。 ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築を推進。 ・引き続き、需給情報連絡協議会等を実施するとともに、森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した木材安定供給体制構築のための取組を推進。 ・林業イノベーション現場実装推進プログラムを踏まえた林業機械の遠隔操作化・自動化に向けた開発・実証、スマート林業に関する教育の充実に向けた取組等を推進。また、森ハブにおける異分野を含む様々なプレイヤーをつなげる場としてのプラットフォームの構築や、地域一体で林業にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の構築に向けた取組を進める。 ・林業経営体において、新たな技術の導入による伐採・造林の省力化やICTを活用した需要に応じた木材生産・販売等による林業収益性の向上に資する「新しい林業」の経営モデルの実証に引き続き取り組む。また、労働安全対策を強化するため、引き続き、林業における労働災害の多くを占めるチェーンソーを用いた伐木作業を安全に行うための研修や、労働災害を防止する装備・装置の導入を推進するととも

【シート No.19】

に、林業・木材産業全国作業安全運動を実施して労働安全対策等を進める。

○12②関係

【CLT等の普及加速化】

- ・CLTの普及に向けた新ロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。
- ・モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進や、SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」など普及の取組を総合的に推進。
- ・効率的なCLTの量産体制の構築に向けたCLTパネル等の寸法等の標準化等を推進。
- ・標準的な木造化モデルを各地域に普及し、標準的な木造化モデルの作成等を通じた設計の合理化や容易化を推進。
- ・設計者・施工者等に向けた講習会等を引き続き実施するとともに、設計者への一元的サポートのため、情報提供等の推進を行う。

【公共建築物等の木造化・木質化】

- ・改正木材利用促進法に基づく新しい国の基本方針において、国が整備する公共建築物については、コストや技術の面で困難な場合を除き、原則としてすべて木造化を図るとしたところであり、民間建築物での木材利用を牽引すべく、庁舎等での木材利用を推進。

【地域材等を活用した建築物等の普及】

- ・改正木材利用促進法に基づく建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用、ウッド・チェンジ協議会での関係者の連携による取組等により、民間建築物等における木材利用を促進。

○12③関係

【木質バイオマスのエネルギー利用促進】

- ・引き続き、国内生産の燃料材利用の推進に向けて、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬に資する機材整備のほか、木質燃料製造施設や木質バイオマスボイラー等の整備を推進。
- ・また、「地域内エコシステム」の構築・普及に向け、地域協議会運営や技術開発・改良等の推進に加え、先行事例の情報提供や多様な関係者の交流促進、計画作成支援等のためのプラットフォーム（リビングラボ）の構築等を推進。
- ・早生樹等の活用に向けた実証事業などの取組についても、引き続き経済産業省と連携して実施。

【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】

- ・農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至るCNF等に係る研究開発を継続して実施。
- ・木材を由来とするプラスチック代替素材も含めた木質系新素材の開発の推進や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、CNF等を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションの推進、CNF製造コストの低減、用途に合った複合化技術等の技術開発、CNFの多様な製品用途に対応した有害性評価手法の開発等、改質

【シート No.19】

	<p>リグニンの実用化に向けた製造技術の高度化と用途開発等に取り組む。</p> <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の着実な実行のため、輸出相手国におけるSNSなどを活用したプロモーション活動、輸出産地の育成の推進、日本式木造建築物等の設計・施工を担うことができる海外技術者の育成、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組等を推進するほか、枠組壁工法構造用製材の輸出に向けた海外検査機関での性能検証等の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

【シート No.20】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>12④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万^mに増加(2009年:1,800万^m) ○2020年度から2030年度までの間に、年平均45万haの間伐等を実施 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円) ○2030年までに林業生産性を主伐11^m/人日、間伐8^m/人日に向上(2018年:主伐7^m/人日、間伐4^m/人日) ○2030年までに年平均7万haの再造林を実施(2019年:3万ha)</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法(予定)</p>	<p>農林水産省HPでの公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万^m(2009年)→3,327万^m(2021年) (※目標:4,200万^m(2030年)) ○間伐等の実績:36.5万ha(2021年度) (※目標:年平均45万ha) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額: 2,500億円(2015年)→3,883億円(2021年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年)) ○林業生産性:主伐7^m/人日、間伐5^m/人日(2021年) (※目標:主伐11^m/人日、間伐8^m/人日(2030年)) ○再造林の実績:3.4万ha(2021年度) (※目標:2030年までに年平均7万haの再造林を実施)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年森林吸収量目標約2.7%(2013年総排出量比)に向け、適切な森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進 ・市町村が、森林環境譲与税を活用して、森林整備等を実施できるよう、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」の作成・配布や、地域林政アドバイザー制度の周知・研修等により、市町村の体制強化を支援 ・改正間伐等特措法が2021年4月1日に施行され、特定母樹から育成された苗木(特定苗木)を用いた再造林を推進する特定植栽の仕組みが開始 ・2022年度から、市町村森林整備計画に新たに位置づけられた「特に効率的な施業が可能な森林の区域」等における再造林を重点的に支援。 ・林業関係者によるシカの捕獲効率向上への取組、新たなシカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林における国土保全のためのシカ捕獲事業を実施。また、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備等を実施。 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、森林の防災・保水機能を発揮させるため、山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等を対象に治山施設の整備等による流木、土石流、山腹崩壊の抑制対策等や間伐等の森林整備を実施するとともに、防災機能の強化に向けた林道の整備等を実施。

【シート No.20】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林整備の低コスト化を図りつつ、間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・引き続き、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施。 ・引き続き、国土強靱化加速化対策に基づき森林整備・治山対策を着実に推進。 ・引き続き、成長に優れた苗木等を開発・育成。また、改正間伐等特措法により、間伐等の実施や特定母樹の増殖、特定苗木を用いた特定植栽を推進し、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・シカの広域捕獲の推進とともに、林業関係者による捕獲効率向上への取組、新たなシカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林等における国土保全のためのシカ捕獲を実施。また、引き続き、鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理等の取組や、関係人口の創出を通じた取組など、山村活性化の取組を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省</p>

【シート No.21】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>13①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進 13③④水産政策改革の着実な推進（養殖業の成長産業化の推進も含む）</p>
<p>関連する目標</p>	<p>【水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進】 ○2030年までに魚介類生産量を536万トンに向上（2018年：395万トン） 【水産政策改革の着実な推進（養殖業の成長産業化の推進も含む）】 ○2023年度までに、資源評価対象魚種を200種程度まで拡大（2021年度：192種） ○2023年度までにMSYベースの資源評価魚種数を22種まで拡大（2021年度：17種） ○2023年度までに、主要な漁協・産地市場から400市場以上を目途に産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集 ○2023年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする（2016年度から2018年度までの平均：約6割） ○2023年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQを原則導入 ○2023年度までに資源管理計画について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>水産白書での公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○魚介類生産量395万トン（2018年度）→377万トン（2021年度概算値） ○資源評価対象魚種を192種に拡大し、MSYベースの資源評価を22種で実施。 ○産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集する体制を500箇所以上の漁協・市場等で整備。 ○MSYベースのTAC管理を2021年漁期から8魚種（漁獲量6割）で導入。 ○2023年漁期からスルメイカの大漁許可いか釣り漁業、クロマグロ（小型魚・大型魚）のかじき等流し網漁業、サンマの北太平洋さんま漁業にIQ管理を導入。 ○大臣許可漁業及び都道府県（沿岸漁業）に係る資源管理計画について、資源管理協定に順次移行。</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、2023年3月末時点で554地区で策定され、プランに基づく取組を実施。 ・新たなTAC候補種について、TAC魚種拡大に向けたスケジュールを公表し、資源管理手法検討部会で論点等を整理し、資源管理方針に関する検討会で具体的な議論を開始。2024年1月からカタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群でTAC管理を導入予定。 ・漁業構造改革総合対策事業により改革型漁船の導入・実証を推進。 ・資源評価を高度化するため500箇所以上の産地市場・漁協から漁獲情報の収集体制を整備。また、AIによる最適な自動給餌システム等養殖管理システムの高度化などスマート水産業の取組を推進。 ・違法に採捕された水産動植物の流過程での混入やIUU漁業由来の水産動植物の流入を防止することを目的とした、水産流通適正化法を2022年12月1日から施行するとともに、漁獲番号の伝達等の

【シート No.21】

	<p>電子化に向けた取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業の振興に関する法律施行令を改正し、令和5年4月から陸上養殖業を届出制とした。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進。 ・引き続き、改正漁業法の適正な運用を図り、水産政策改革を着実に推進する。 ・資源管理について、2023年度までに、以下の具体的な取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施。 ②漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。 ③2021年度から改正漁業法に基づくIQ管理を順次導入し、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には原則導入する。 ④資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行し、管理目標を定め、この達成を目指していく。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い操業・生産体制へ転換。 ・スマート水産業について、引き続き、スマート水産機械等の現場導入を推進し、特に養殖業については、産官学金の有識者からなるプラットフォームを構築し、技術開発及び供給体制の整備について、研究・技術開発を促進。 ・海面利用ガイドラインに基づき、引き続き、海面利用制度が適切に運用されるよう都道府県への助言指導を実施。 ・引き続き、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締りを実施。 ・密漁対策のための罰則強化の効果を最大限活かせるよう、関係機関と連携した取締り及び地域における密漁対策を実施。 ・水産物流通について、マーケットインの発想に基づき、先端技術の活用等による物流の効率化等を進めるため、引き続き、水産バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を図る取組を推進。 ・水産物及び水産加工品の流通に関して、不適切な取組を未然に防止するためのガイドラインについて、現場への浸透を図る。 ・引き続き、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、「戦略品目」の生産拡大を図るとともに、生産性向上、餌料の開発、魚病対策、育種を実施。また、マーケットイン型養殖業の実現に必要な実証・普及を実施。 ・「養殖生産拠点地域」を設定し、漁場環境改善対策や養殖場及び漁港における養殖水産物の生産・流通に資する施設の一体的整備を引き続き推進。 ・養殖業の資金調達の円滑化を図るため、事業性評価を推進。 ・魚病対策の迅速化を図るため、引き続き、獣医師への魚病診断技術に関する研修を実施するとともに、遠隔診療に関する活用実態調査を実施し、積極的な活用事例を養殖業者、獣医師等へ周知。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）</p>

【シート No.22】

具体的施策 〈展開する施策〉	13②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	○2030年までに水産物輸出額を1兆2,000億円に増大 (2012年：1,700億円)
上記の来年以降の フォローアップ 方法(予定)	水産白書での公表によりフォローアップを行う。
目標の進捗状況	○水産物輸出額1,700億円(2012年)→3,873億円(2022年)
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定)等に基づき、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①海外市場の拡大のため、JFOODOと連携し、香港、台湾及び米国におけるプロモーション活動を支援。 ②水産加工施設のHACCP対応等の推進のため、農林水産省による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始。2023年3月末現在までに農林水産省において64施設、厚生労働省において46施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。 ③輸出の拠点となる漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を58%(2021年度)に向上。 ・水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善の取組を支援。また、簡便性に優れた商品の開発等や「さかなの日」の情報発信の取組など、水産物の消費拡大に向けた取組を支援。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットイン輸出への転換を図り、海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に生産・販売する体制を整備。 ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、改正輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)の認定、JETRO・JFOODO・品目団体が連携して行う取組を推進。 ・流通の拠点及び輸出の拠点となる漁港において高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工場等との一体的整備による集出荷機能の強化を推進。 ・養殖水産物の生産機能の強化を図るため、「養殖生産拠点地域」を設定し、養殖場・漁港の一体的整備を引き続き推進。 ・生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築、加工原料の安定供給を図る取組を推進。また、簡便性に優れた商品の開発等や水産物の消費機運を高めるために制定された「さかなの日」の情報発信の取組など、水産物の消費拡大に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

【シート No.23】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>13⑤海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2030年までに魚介類生産量を536万トンに向上 (2018年：395万トン)</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>水産白書での公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○魚介類生産量 395万トン（2018年度）→377万トン（2021年度概算値）</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化により増大する不漁問題等のリスクに対応するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題等の中長期的な課題に対応するため、漁業構造改革総合対策事業の活用等により、多目的漁船や省エネ型漁船の導入、対象魚種や漁法の複数化、協業化等、新たな操業形態への転換を促進。 ・河川ごとに策定するさけ・ますの増殖戦略に基づき、環境変化に強い健康な稚魚を、最適な時期・サイズ等で放流する取組を推進。 ・船用機器メーカー等との漁船の電化・水素化に関する意見交換を実施。 ・漁獲報告の電子化の促進や洋上モニタリングの試験実施等を通して、国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成。 ・令和元年度から新しい衛星も活用して高精度水温図等を作成するとともに、衛星データ等や海洋数値モデルなどを利用して、漁場形成の予測情報を漁業者へ提供することにより、漁場探索の効率化の取組を推進。また、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により、省エネ効果の高い漁船用エンジンの導入を支援し、燃油使用量の削減を推進。 ・漁港・漁場における環境負荷の低減のため、荷さばき所等と合わせて行う太陽光発電設備や小風力発電設備の整備による再生可能エネルギーの活用や浮魚礁の整備による漁船航行時間の短縮を通じた燃油使用量の削減等の取組を推進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業構造改革総合対策事業の活用等により多目的漁船や省エネ型漁船の導入を推進。 ・回帰率の良い取組事例の横展開や施設の有効活用などを含め、さけ・ますの持続的なふ化放流体制の構築を推進。 ・電化・水素化等の漁船の脱炭素化に資する要素技術について、社会全体のエネルギー転換や技術開発の動向を踏まえつつ、各漁業の特性に応じて段階を踏んで開発を推進。 ・国際資源管理については、様々な国際ルールに対応していくことができる経営体の体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様性の確保、さらに必要な場合は集約化も含め様々な改善方策を検討・展開していく。 ・衛星データ等を用いた漁海況予測情報を提供するスマート機械等の導入を推進するとともに、衛星データ等を活用した高精度の水温図や植物プランクトン分布図等を漁業者へ提供し、効率的な漁場探索

【シート No.23】

	<p>を推進。また、情報収集体制を強化し、漁業者のニーズに沿った情報の提供を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの実施状況も踏まえ、省エネ機器の導入等により、更なる燃油使用量の削減を推進。 ・ 漁港における設備等の電化や給電施設の整備、再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策、CO₂吸収源としても期待される藻場の保全・創造等、漁港・漁村のグリーン化を引き続き推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.24】

具体的施策 〈展開する施策〉	13⑥デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成・確保を通じた漁村の活性化の推進
関連する目標	—
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	水産白書での公表によりフォローアップを行う。
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 （主なもの）	<p>デジタル化により漁業を活性化し、海業など漁業以外の産業を取り込むとともに、地域を支える人材の確保・育成により、漁村の活性化を推進するために、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物の流通拠点漁港等の機能の再編・集約と更なる機能強化を推進。 ・漁協の経済事業の連携を促進。 ・関係省庁の協力により海業に関連する支援策をとりまとめて周知するなどによる漁港施設を活用した海業等の振興、漁港において水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を促進する仕組みを構築するため漁港漁場整備法の改正、漁港漁村の環境整備等を支援。また、代表的な海業である遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業の適正化に関する法律を改正。 ・漁業所得の向上を実現し漁村地域の活性化を図る「浜の活力再生プラン」の推進。 ・地域で一体となって、資源管理、生産、加工・流通・消費等に至る取組にデジタル技術を活用する「デジタル水産業戦略拠点」の創設に向け、有識者による検討会の開催、通信関係の企業や水産業支援サービス事業者などのデジタル人材の情報収集及びデジタル化に関する関係者との意見交換を実施。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p>漁村の活性化に向けて、以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域計画に基づき、産地市場等の集出荷機能等の再編・集約と高度な衛生管理や漁船の大型化への対応等の漁港機能の強化を引き続き推進。 ・複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めるとともに、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境整備を推進。 ・海業振興として、 <ol style="list-style-type: none"> ①漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、漁港と地域資源を最大限に活かした海業の取組を推進。 ②漁港において水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進する仕組みを構築するための検討を実施。 ③整備効果等を検証しつつ、引き続き漁港を海業等に利活用しやすい環境の整備を推進。 ④海業振興モデル地区において先行事例を創出し、その普及を図る。 ・現在2期目として実施中の浜プランについては、2024年度に3期目の更新を迎えるところ、漁業外所得の確保や地域を支える人材の育成・確保等を推進する見直しを踏まえ、各地における3期目プランの策定を推進。 ・2023年度に「デジタル水産業戦略拠点」を選定し、専門家派遣や研

【シート No.24】

	修会の開催等を推進するとともに、デジタル技術の活用事例などに関する情報の収集・周知を検討。
府省庁名	農林水産省

【シート No.25】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>14①復興交付金等を活用した施策の推進 14③風評被害対策や産業振興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図る</p>
<p>関連する目標</p>	<p>【復興交付金等について】 ○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進 ○漁港施設については2018年度までに復旧。海岸保全施設については、一刻も早い復旧・復興完了を目指す ○海岸防災林については、一刻も早い植栽までの復旧事業の完了を目指す 【福島県産農林水産物の風評の払拭について】 —</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）</p>	<p>農林水産省等HP等での公表によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>【復興交付金等について】 ○営農再開可能な農地面積 18,630ha（2021年度）→18,840ha（2022年度） （※目標：18,940ha（復旧対象農地19,660haの約96%）（2023年度）） ○岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数（部分的に回復したものを含む。） （※目標：319漁港（被災した全ての漁港）→2018年度に達成済み） ○本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 449地区（2019年度）→616地区（2022年度） （※目標：621地区（2022年度）） ○本復旧工事が完了した海岸防災林 完了延長160km（2022年度） 【福島県産農林水産物の風評の払拭について】 —</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【復興交付金等について】 ・農地について、復旧・復興を契機とした大区画化への取組を2021年度までに8,240haで実施。 ・海岸防災林について、災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等の工事について要復旧延長164kmすべてに着手し、このうち2022年度末時点で福島県の一部を除いた160kmについて完了した。 ・福島県の水産業については、試験操業を2020年度で終了し、2021年度以降は本格操業への移行期間と位置付け、段階的に操業を拡大。 【福島県産農林水産物の風評の払拭について】 ・2012年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進活動や社員食堂等での利用の取組を実施（2023年3月末現在1,976件）。 ・復興庁と関係府省庁とが連携し、各府省庁のイントラネットを活用したオンラインによる福島県産品のマルシェを実施（2022年度は20府省庁にて実施）。 ・農林水産省と関係省庁が連携し、2012年度から毎年、経済団体、</p>

【シート No.25】

	<p>食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2022年度は3月に発出）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興大臣が経済3団体のトップとオンラインや対面で面会し、被災地産品の利用等を要請（2022年2、3月、2023年3月）。 ・被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2015年度から開始。2022年度は、対面とオンラインを併用して商談会（延べ162社参加）を開催）。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【復興交付金等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地（福島県）については、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進 ・海岸防災林については、引き続き、復旧・再生を推進。 ・操業支援については、本格的な操業への円滑な移行を引き続き推進。 ・福島イノベーション・コースト構想に基づき、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、引き続き先端技術の開発・現地実証を推進するとともに、福島県浜通り地域に社会実装拠点を設置し、得られた成果を普及。 <p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度においても、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、福島ならではのブランド化と産地競争力の強化、放射性物質の検査、第三者認証GAP等の取得、量販店・オンラインストア等での国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、農林水産物の復興創生を総合的に推進。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度においても、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省や農林水産省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。 ・2023年度においても、インターネット等を活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・2023年度においても、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 ・2017年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、引き続き福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度においても、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・2023年度においても、展示会等での福島県産品のPRや福島県産品の販売等を実施。 <p>【ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画に基づき、トリチウムを対象とするモニタリングを強化・拡充するほか、生産・加工・流通・消費の段階における徹底した対策を実施。 ・ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも、緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援するとともに、ALPS処理水の安全性等

【シート No.25】

	に関する理解醸成を図り、風評影響を最大限抑制。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省、環境省

【シート No.26】

具体的施策 〈展開する施策〉	14②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
上記の来年以降の フォローアップ 方法（予定）	施策の実施状況等について、引き続き復興庁HPでの公表を行う。
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。
施策の実施状況 （主なもの）	<p>【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」官民連携推進協議会の下、地域づくりハンズオン支援事業（令和4年度において3団体を支援）等を通じ、被災地で活動する多様な主体（企業・大学・NPO等）との連携を推進。 ・「新しい東北」復興・創生の星頭彰では、被災地において人口減少や産業空洞化などの全国の他地域にも共通する課題等の解決に取り組み、魅力あふれる「新しい東北」の創造に向けて貢献している個人・団体を顕彰。 ・「新ハンズオン支援事業」では、被災地の農林水産業等の販路拡大等を支援。（令和4年度：グループ1件、個社27件） ・また、「結の場」では、被災地企業と支援企業（大企業等）とのマッチングを目的にワークショップを開催しており、水産加工を中心に商談ベースでの意見交換についても実施。 ・被災三県で創意工夫しながら挑戦する企業などの取組み事例を紹介する「産業復興事例集」においては、農林水産業も含む被災事業者の優良事例を掲載し、今後の事業創出や復興の加速化の一助としている。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を推進。 ・これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・令和5年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

【シート No.27】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>15①農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○農林漁業者や自治体等の職員が経営や指導等に注力できる環境を整備するため、「農林水産省共通申請サービス」(eMAFF)を構築し、農林水産省所管の行政手続について、2022年度までにオンライン化率100%を、2025年度までにオンライン利用率60%を目指す。</p> <p>○農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化等を図るため、2022年度に一部運用を開始した「農林水産省地理情報共通管理システム」(eMAFF 地図)について、引き続き開発を進めつつ、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進め、2023年度から本格運用する。</p>
<p>上記の来年以降の フォローアップ 方法(予定)</p>	<p>「規制改革実施計画」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」によりフォローアップを行う。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○オンライン化の状況 農林水産省が所管する行政手続について、約3,300手続をオンライン化。</p> <p>○オンライン利用の状況 今後、オンライン利用を推進しつつ、オンライン利用の状況を把握する予定。</p> <p>○eMAFF 地図の取組の状況 2022年度から eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリの運用を開始。また、2022年度から、農地台帳、水田台帳等の農地情報の紐付けを開始。</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる申請等を受け付ける eMAFF の整備を進め、2022年度中に、農林水産省が所管する行政手続について、約3,300手続をオンライン化。 ・eMAFF の利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化等を図るため、「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)」の一部機能(eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリ)の運用を2022年度から開始するとともに、機能改修等を実施。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度のオンライン利用率60%の達成に向けて、eMAFF の利用に関する地方自治体や農林漁業者等への普及活動・広報活動、地方自治体等の審査機関の体制整備、地方自治体や農林漁業者等からのフィードバックを踏まえた UI/UX の改善等を実施する。 ・eMAFF 地図について、引き続き開発を進めつつ、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進める。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

(参考) 農業所得、農村地域の関連所得の推移

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和7年 (2025)
農業所得 〔暦年〕	2.9兆円 (100)	2.8兆円 (97)	3.3兆円 (114)	3.8兆円 (131)	3.8兆円 (131)	3.5兆円 (121)	3.3兆円 (114)	3.3兆円 (114)	3.3兆円 (114)	3.5兆円
農村地域の 関連所得 〔年度〕	1.2兆円 (100)	1.3兆円 (108)	1.5兆円 (125)	1.8兆円 (150)	2.0兆円 (167)	2.1兆円 (175)	2.2兆円 (183)	2.2兆円 (183)	—	4.5兆円

注1:()内は平成25年度を100としたときの値。

注2:()内は表示単位で計算したときの値。

【出典】農業所得：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、農村地域の関連所得：農林水産省農村振興局調べ。